

消費税率改定に伴う近代化基金融資の推薦金額について(通知)

令和元年10月1日より、消費税率の改定が予定されております。
近代化基金融資におきましては、融資対象は「本体価格+消費税(諸費用は除く)」となっておりますので、上記改定にともない、今後の近代化融資推薦申込みにつきましては、下記のとおりご対応下さいますようお願いいたします。

記

- 消費税率10%で計算した金額の推薦書の発行を受けた場合
推薦金額以内であっても「本体価格+消費税」を上回る融資を受けた場合は、超過部分は利子補給対象とはならず、超過部分は一部繰上償還をしてもらいます。
- 消費税8%で計算した金額の推薦書の発行を受けた場合
消費税率の改定に伴い「本体価格+消費税」の金額が、既発行の推薦書の金額に自動的に変更されることはありません。推薦書の差し替えが必要となります。
- 消費税率改定と購入時期について
 - 車両等の購入については、**施行日(令和元年10月1日)以降に行われる資産の譲渡等について新税率が適用されます。従いまして、施行日の前日までに締結した契約に基づく購入であっても、施行日以降に登録が行われたものは、新消費税率(10%)が適用されます。**
 - 建物建設等の工事請負契約の場合は、指定日(平成31年3月31日)までに締結した契約に基づいて、施行日(令和元年10月1日)以降に引き渡し等が行われた場合には、旧税率(8%)が適用となります。
- 近代化基金融資申し込みにあたって
特に、車両購入の場合で納車時期が9月から10月に予定される場合は、ディーラーと十分協議し、登録時期にあわせた見積書を徴求してください。

